

生駒市市民自治検討委員会調査部会（第5回）検討結果

検討項目	例示及び基本構想案
(1) 議会の役割・責務	<p>【例示】</p> <p>(議会の役割と権限) 市議会は、市の意思決定機関として、市の重要事項を議決する権限並びに市の執行機関に対し、監視及びけん制する権限を有する。 市議会は、法令の定めるところにより、条例の制定改廃、予算、決算の認定等を議決する権限、並びに執行機関に関する検査及び監査の請求等の権限並びに市政に関する調査及び国又は関係機関に意見書を提出する等の権限を有する。</p> <p>(議会の責務等) 市議会は、議決機関としての責任を常に自覚し、長期的展望をもって活動するとともに、広く市民から意見を求めるよう努めなければならない。</p> <p>市議会は、主権者たる市民に議会における意思決定の内容及びその経過を説明する責務を有する。 市議会は、市民との情報共有を図り、開かれた議会運営に努めなければならない。 市議会は、市の政策水準の向上を図り、市独自の施策を展開させるため、立法機能の強化に努めなければならない。 市議会の組織及び市議会議員の定数は、この条例に基づく議会の役割を十分考慮して定められなければならない。</p> <p>【基本構想原案】</p> <p>(議会の役割と権限) 市議会は、意思決定機関として、市の重要事項を議決する権限を有すること並びに市の執行機関を監視及びけん制する権限を有すること並びに市議会が有する法令に定められた議決権を規定する。</p> <p>(議会の責務等) 市議会は、議決機関としての責任を自覚し、長期的展望をもって活動すること、民意の掌握に努めなければならないこと、意思決定に係る説明責任を有すること、市民との情報共有に基づく開かれた議会運営に努めなければならないこと及び立法機能の強化に努めなければならないこと並びに市議会の組織及び議員定数は、議会の役割を十分考慮して定められなければならないことを規定する。</p> <p>【基本構想案】</p> <p>(議会の役割と権限) 市議会は、<u>団体意思の決定機関であるとともに、市民自治を推進する機関であることを規定する。</u> 市議会は、<u>法律(政令を含む。以下「法律等」という。)</u>に定められたもの以外の市の重要事項を議決する権限を有すること並びに市の執行機関を監視及びけん制する権限を有すること並びに市議会が有する<u>法律等に定められた議決権を規定する。</u></p> <p>(議会の責務等) 市議会は、議決機関としての責任を自覚し、長期的展望をもって活動すること、民意の掌握に努めなければならないこと、意思決定に係る説明責任を有すること、市民との情報共有に基づく開かれた議会運営に努めなければならないこと及び立法機能の強化に努めなければならないこと並びに市議会の組織及び議員定数は、議会の役割を十分考慮して定められなければならないことを規定する。</p>

検討項目	例示及び基本構想案
(2) 議会の会議・会期外活動	<p>【例示】 市議会の会議は、討論を基本とする。 市議会は、全ての会議を原則公開とする。ただし適当と認められるときは、非公開とすることができる。この場合においては、その理由を公表しなければならない。 市議会は、会期外においても、市政への市民の意思の反映を図るため、議会の自主性及び自立性に基づいて市の施策の検討、調査等に努めなければならない。</p> <p>【基本構想原案】 市議会の会議は討論を基本とすること並びに市議会は、全ての会議を原則公開とすること及び会期外においても、議会の自主性及び自立性に基づいて市の施策の検討、調査に努めなければならないことを規定する。</p> <p>【基本構想案】 市議会の会議は討論を基本とすること並びに市議会は、全ての会議を原則公開とすること及び会期外においても、議会の自主性及び自立性に基づいて市の施策の検討、調査に努めなければならないことを規定する。</p>
(3) 議員の役割・責務	<p>【例示】 市議会議員は、市民の負託に応え、公平、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。 市議会議員は、市民の代表者としての品位と名誉を保持し、常に市民全体の福利を念頭に置き行動しなければならない。 市議会議員は、議会の責務を遂行するため、常に自己研鑽に努め、審議能力及び政策提案能力の向上に努めなければならない。</p> <p>【基本構想原案】 市議会議員の職務遂行及び行動の規範並びに能力向上のための努力義務を規定する。</p> <p>【基本構想案】 市議会議員の職務遂行及び行動の規範並びに能力向上のための努力義務を規定する。</p>